高額障がい福祉サービス等給付費等のお知らせ

同一世帯に障がい福祉サービス等を利用する方が複数いる場合など、世帯における一月あたりの利用者負担額が、制度の定める基準額を超える場合、世帯の負担を 軽減するため、償還払いの方法により、高額障がい福祉サービス等給付費、高額障がい児(通所・入所)給付費が支給されます。

このお知らせは、<u>この制度に該当すると見込まれる方にお送りしていますが、審</u> 査の結果、該当しない場合があります。

つきましては、裏面のチェックシートをご確認いただき、本制度の対象となる場合は、申請書を大阪市医療助成費等償還事務センターまで送付してください。

●合算の対象となる利用者負担額

- ① 障がい福祉サービスに係る利用者負担額
- ② 障がい児通所給付費に係る利用者負担額
- ③ 障がい児入所給付費に係る利用者負担額
- ④ 補装具費に係る利用者負担額(同一人が障がい福祉サービス等を併用している場合)
- ⑤ 介護保険の利用者負担額(同一人が障がい福祉サービスを併用している場合)

●合算の対象となる世帯の範囲について

18歳以上の障がいのある方の場合・・・障がいのある方(ご本人)とその配偶者

18 歳未満の障がいのある児童の保護者の場合・・・住民票上の世帯

(※ただし、施設に入所する18歳・19歳の方は、住民票上の世帯となります。)

●基準額について

一月あたりの利用者負担額が、 37,200 円 を超える場合に支給されます。

【障がい児の特例について】

同一世帯において、同一あるいは複数の児童が、障がい福祉サービス・障がい児通所給付・障がい児入所給付のうち、二つ以上のサービスを利用し、<u>同一の保護者が支給決定を受けている場合</u>は、各受給者証に記載されている利用者負担上限月額の中で高い方の額が基準額になります。

- (例) ① 世帯の市民税所得割額の合計額が28万円未満の場合で、 居宅で生活する児童の保護者 4.600円
 - ② 世帯の市民税所得割額の合計額が28万円未満の場合で、 施設に入所する児童の保護者 9,300円



次の ①から③ のすべてに該当する方が本制度の支給対象になります。

1	一人の方で、または合算の対象となる世帯の範囲の方を合わせて、 <u>複数の</u> 合算の対象となるサービスの利用者負担を支払っている。 (例)同一の月に、障がい福祉サービスの利用者負担と障がい児通所給付の利用者負担の両方を支払っている。	□ はい □ いいえ
2	合算の対象となる世帯の範囲の方の1か月あたりの利用者負担の合計額が、37,200円(障がい児の特例に該当する場合は、各受給者証に記載されている利用者負担額の最も高い額)を超えている。	□ はい □ いいえ
3	合算の対象となるサービスすべてにおいて、市民税 課税世帯として利用者負担額の決定を受けている。 (利用者負担上限月額〇円の決定を受けているサ ービスはない。)	□ はい □ いいえ

平成31年4月以降に利用したサービスの利用者負担額において、この制度の支給対象となる場合は、申請書を大阪市医療助成費等償還事務センター (〒530-0035 大阪市北区同心1-5-27 北区北総合福祉センター3階電話:06-6351-8200)まで郵便により送付してください。

なお、<u>平成31年3月以前</u>に利用したサービスに係る利用者負担額において、 支給対象になる場合は、お住まいの**区保健福祉センター**にお問合せください。